

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成16～20年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般会計歳入総額	888 975	890 003	844 127	845 535	892 082
租税及び印紙収入	455 890	490 654	490 691	510 182	442 673
官業益金及び官業収入	166	160	160	161	156
政府資産整理収入	4 026	3 321	2 754	2 943	2 483
雑収入	41 925	43 170	41 016	48 756	80 799
公債収入	354 900	312 690	274 700	253 820	331 680
前年度剰余金受入	32 068	40 007	34 807	29 672	27 109
決算調整資金受入	-	-	-	-	7 182

(資料) 財務省「決算の概要」

(備考) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国税収入総額	481 029	522 905	541 169	526 558	458 309
一般会計分	455 890	490 654	490 691	510 182	442 673
所得源泉分	146 705	155 859	140 541	160 800	149 851
申告源泉分	121 846	129 558	114 943	129 285	121 612
申告源泉分	24 859	26 301	25 598	31 515	28 239
法人継続価額税	114 437	132 736	149 179	147 444	100 106
相地消	14 465	15 657	15 186	15 026	14 549
消費税	2	2	7	2	1
酒たばこ	99 743	105 834	104 633	102 719	99 689
酒たばこ	16 599	15 853	15 473	15 242	14 614
揮石油ガ	9 097	8 867	9 272	9 253	8 509
揮石油ガ	21 910	21 676	21 174	21 105	18 894
揮石油ガ	143	142	140	137	130
航空機燃料	880	886	905	880	836
石電源開	4 803	4 931	5 117	5 129	5 110
石電源開	-	-	-	3 522	3 405
自動車重量	7 488	7 574	7 350	7 399	7 170
自動車重量	8 177	8 857	9 440	9 410	8 831
とん	90	91	93	96	94
とん	1	0	0	0	0
印紙収入	11 350	11 688	12 181	12 018	10 884
交付税及び譲与税配付金特別会計分	11 511	18 475	37 246	7 135	6 841
所得税(譲与分)	4 249	11 159	30 094	-	-
地方道路税	3 101	3 112	3 057	3 018	2 856
石油ガ	143	142	140	137	130
航空機燃料(譲与分)	160	161	165	160	152
自動車重量(譲与分)	3 744	3 787	3 675	3 699	3 585
特別とん	113	114	116	121	118
地方人特別	-	-	-	-	0
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分	442	446	33	-	-
原油等	442	446	33	-	-
電源開発促進対策特別会計分	3 726	3 592	3 630	-	-
電源開発促進	3 726	3 592	3 630	-	-
道路整備特別会計分	7 072	7 408	7 393	7 099	6 825
揮石油	7 072	7 408	7 393	7 099	6 825
国債整理基金特別会計分	2 389	2 329	2 176	2 142	1 970
たばこ	2 389	2 329	2 176	2 142	1 970

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 石油石炭税は、15年度税制改正において新たに石炭を課税対象としたことに伴い、石油税が改称されたものである。

2 所得税(譲与分)は、所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い、18年度をもって廃止された。

3 平成19年度より石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計が統合するとともに、電源開発促進税が電源開発促進対策特別会計に直入されている構造を改め、電源開発促進税収を一般会計に組み入れた上で、必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとなった。

4 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

5 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。